

## ◎海上運送法の一部を改正する法律

(平成二四年九月一二日法律第八八号)

### 一、提案理由(平成二四年七月二四日・参議院国土交通委 員会)

○国務大臣(羽田雄一郎君) ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、海上運送法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

四方を海に囲まれ、国際物流のほとんどを外航海運が担う我が国において、安定的な国際海上輸送を確保していくことは、経済安全保障上、極めて重要な課題となっております。

このため、平成二十年のいわゆるトン数標準税制の導入等により、我が国商船隊の中核である日本船舶の増加を図る施策を推進してきたところがありますが、昨年三月に発生した東日本大震災に際して、一部の外国船社が我が国港湾への寄港を忌避する等の事態が発生しており、国際物資輸送の担い手として信

海上運送法の一部を改正する法律

頼できる我が国商船隊とその中核となっている日本船舶の重要性が改めて認識されたところであります。

今般、このような状況を踏まえ、我が国の対外船舶運航事業者が運航する外国船舶のうち、公共の安全の維持等に必要な場合に確実かつ速やかに日本船舶に転籍させることが可能なものを、あらかじめ準日本船舶として認定し、日本船舶を補完する役割を担わせることといたしました。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、準日本船舶に関する事項を日本船舶及び船員の確保に関する基本方針に定めることを明確化することとしております。

第二に、国土交通大臣は、対外船舶運航事業者が運航する日本船舶以外の船舶であつて、その子会社が所有するもののうち、航海命令が発出された場合に日本船舶に転籍して確実かつ速やかに航行することが可能なものを、あらかじめ準日本船舶として認定することとしております。

第三に、航海命令に際し、確実かつ速やかに航海命令による航海に従事できるよう、準日本船舶が日本船舶に転籍するため必要となる船舶のトン数の測度に関する手続の特例を設ける

こととしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

.....(略).....

以上が海上運送法の一部を改正する法律案、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び船員法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

## 二、参議院国土交通委員長報告(平成二十四年七月二十七日)

○岡田直樹君 ただいま議題となりました四法律案のうち、海上運送法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、海上運送法の一部を改正する法律案は、我が国の安定的な国際海上輸送の確保を推進するため、航海命令に際して日本船舶として確実かつ速やかに航行することが可能な外国船舶を準日本船舶として認定し、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となる船舶の大きさの測定に関する手続の特例等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、準日本船舶制度導入の意義、日本船舶及び日本人船員確保の重要性、環境技術による我が国海事産業の競争力強化の必要性、改正船員法の円滑な施行に向けた政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

.....(略).....

順次採決の結果、海上運送法改正案及び海洋汚染等防止法改正案についてはいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。

.....(略).....

### ○附帯決議(平成二十四年七月二十六日)

政府は、これらの法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災及び原発事故の教訓を踏まえ、災害など非常時における安定的海上輸送の確保を図ることは喫緊の課題である。このため、準日本船舶の認定を促進する観点から、準日本船舶の認定要件及び海上運送法の改正等を前提に拡充が

予定されているトン数標準税制については、日本船舶の増加のインセンティブにも配慮しつつ、関係事業者の実情や他の海運国との均衡を十分に踏まえたものとする。

二 二十三年以降に建造契約を結ぶ船舶に係る二酸化炭素放出規制の導入を踏まえ、先駆的な省エネ・環境技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るとともに、造船業の受注力強化・販路拡大を始めとする海事産業強化に向けた取組を、官民一体となって戦略的に推進すること。

三 改正船員法により制度化される事項が確実に実施され、船員の労働条件や労働環境の改善につながるよう、船舶所有者、船員その他の関係者に対し、その内容の周知徹底を図るとともに、労使の取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。また、法定検査及び寄港国検査が適切に実施されるよう、登録検査機関を含めた検査実施体制の充実に努めること。

四 海上輸送に多くを依存している我が国にとって、資質の高い船員の確保が重要な課題である。このため、海事産業の魅力についての海事広報活動に努めるとともに、特に、優秀な若者が海事関係の進路を選択するよう船員養成機関や海事産業界が学校教育の現場と連携して行う取組を支援すること。

海上運送法の一部を改正する法律

右決議する。

### 三、衆議院国土交通委員長報告(平成二四年九月六日)

○伴野豊君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、海上運送法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、我が国における安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、我が国外航船社が運航する一定の外国船舶をあらかじめ準日本船舶として認定することとし、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となる測度に関する手続の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

三法律案は、参議院先議に係るもので、船員法改正案については修正議決の上、本院に送付され、去る八月二十八日本委員会に付託されました。

翌二十九日、羽田国土交通大臣から三法律案の提案理由及び参議院における船員法改正案の修正部分の趣旨の説明を聴取し、三十一日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次

三四五

海上運送法の一部を改正する法律

第であります。

以上、御報告申し上げます。